

記入はボールペン等で行うこと（鉛筆不可）。

様式第六

変更届書

業 務 の 種 別	高度管理医療機器等販売業		
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日	第 11-6 号	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名 称	鴨江コンタクトレンズ	
	所 在 地	浜松市中区鴨江二丁目 11 番 2 号 〇〇ビル 303	
変更内容	事 項	変 更 前	
	薬事に関する業務に責任を有する役員	別紙のとおり	別紙のとおり
変 更 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
備 考	新たに責任を有する役員となった者は法第5条第1項第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当しない		

現在の許可の有効期間の開始日を記入する

人数が多いときは「別紙のとおり」と記入して別紙を添付する。

新たに役員となった者について、備考欄に薬機法上の欠格事由に該当しないことを記入する。

上記により、変更の届出をします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更後 30 日以内に提出する
※変更前の提出は不可
※30 日過ぎてしまったら
遅延理由書が必要

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

浜松市中区鴨江二丁目 11 番 2 号

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

株式会社 鴨江商会
代表取締役 保健花子

（あて先）浜松市保健所長

- 【添付書類】 1.登記事項証明書 2.変更前の組織図
3.変更後の組織図

<参考>

「薬事に関する業務に責任を有する役員」の範囲を示した組織図について

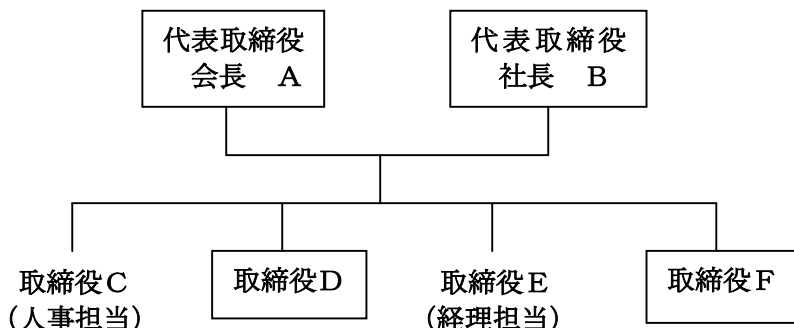
「責任を有する役員」とは

- (1) 株式会社（特例有限会社を含む。）の場合は、会社を代表する取締役及び薬機法の許可に係る業務を担当する取締役。ただし、委員会設置会社の場合は、代表執行役及び薬機法の許可に係る業務を担当する執行役
- (2) 合名会社の場合は、定款に別段の定めがないときは社員全員
- (3) 合資会社の場合は、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員
- (4) 合同会社の場合は、定款に別段の定めがないときは社員全員
- (5) 民法法人・協同組合等の場合は、理事全員（業務を担当しない理事を除く）
- (6) 外国会社の場合は、会社法第 817 条にいう代表者を指すものである。

また、上記の「薬機法の許可に係る業務を担当する取締役」とは、薬機法に関する許可や届出を必要とする薬局等の管理運用等に係る事業を担当する取締役をいい、人事・総務・経理・広報等の総括的な業務を行う取締役は含まない。

<記載例>

株式会社 鴨江商会 組織図



の者が薬事に関する業務に責任を有する役員であることを証明します。

令和〇年〇〇月〇〇日

浜松市中区鴨江二丁目 11 番 2 号

株式会社 鴨江商会

代表取締役 保健花子